

【情報システムの最適化確認申請において問合せの多い事項】

Q：全ての情報システムについて確認申請が必要なのか。

A：最適化の確認対象とする情報システムについては、別紙「情報システムの最適化実現に係る確認体制について」のとおり対象・手続き等を定めておりますが、この中で、

- ① 専ら研究用途に供する情報システムで、共同利用でないもの
- ② ICカードを利用した情報システム及び学外のクラウドシステムを利用した情報システム以外で、100万円未満のものを対象外としております。

※特に、科学研究費補助金等の研究経費で調達する、専ら当該研究用途に供する情報システム（共同利用以外）については、CIO補佐役の確認の対象外としております。ただし、購入見込額が1千万円を超えるものについては、参考としてCIO補佐役による内容確認をさせて頂くことがあります。

Q：確認の対象となる情報システムに該当するかどうか、判断が難しい場合はどうすればよいか。

A：申請内容を基に該当の有無を判断いたしますので、手順のとおり申請を行って下さい。確認を要しない場合は、その時点で申請者に連絡します。

なお、確認を要しないことが明らかな情報システムの場合であっても、専門的見地による指導・助言を仰ぐ点から申請をしていただくことは差し支えありません。

Q：具体的な申請方法については、どのようになっているか。

A：事務用グループウェア「デスクネッツ」の「ワークフロー」機能を使用して申請します。申請手順等の詳細は、情報環境推進本部の下記 web サイトに手順等を掲載しておりますので、ご確認ください。

<http://ict.general.hokudai.ac.jp/hp-file/sub4.html>

Q：確認申請を忘れていたことに後になって気づいた、もしくは確認申請が必要であることを後になって知ったが、どうすればよいか。

A：事前申請が原則となりますが、仮に事後となった場合につきましても、申請をお願いいたします。運用上の事項等についてコメント等を付すことにより、適切な運用につなげることができるものと考えております。
